

## 第5回 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会 報告書

1. 開催日時場所 令和2年12月1日 15:30~16:30 委員会室

### 2. 報告事項

(1) 11月30日(月)議会全員協議会について報告する。

資料は今までの検討委員会での報告書を配布した。各議員からの発言内容を説明した。

#### ○脇坂議員

ガイドラインの中に財務規則関係が少ないことについて、第2部会で協議することになっているが、中身は第1部会の中身なので、第1部会でも協議してもらいたい。→ **町回答** 第1部会と連携をとって、ガイドラインに盛り込みたい。

官製談合をやったらどうなるか。家族が困る、職場が困る、町全体が困る、ガイドラインの最初に入れてみてはどうか。

#### ○三石議員

町の本気度が見えないと厳しい意見あり。今回の原因は携帯電話であるのに、携帯電話だけでも部会(第3部会)を作って話し合うべきなのに、そういう姿勢が全く感じられない。携帯だけの部会を作らないと3回目の事件が起こる。→ **町回答** 携帯電話については、水道課においては、水道管の破裂など、公用の携帯を取りに行く時間もない。事業課にはこういった突発的な事案があるので個人の携帯もやむを得ない実態がある。また、職員は仕事が終わりに、家に帰ると一町民となり、自治会、消防、壮年会など、そういった立場で業者の方とも接する機会がある。そういったプライベートまで携帯電話を規制することはできないと考えている。

#### ○岡村達議員

第1部会の考え方について、入札については昔から協議している。新しいものが見当たらない。また前回の対策を講じたにも関わらず再発した。前回の対策がダメだったから再発したのではないか。前回の対策と違ったところは? → **町回答** 基本的には前回の対策を踏襲している。技術職員の不足、空調機が年度途中の補正でついた補助事業にも拘わらず、職員配置ができなかったことも一つの要因。

#### ○城後議員

再発を防げなかった。役場内部だけでは限界があるのではないか。外部委員会については、地元との共同作業を否定されかねないとの説明であったが、再発した事実は大きい。協働作業の中でも事件が起こるかもしれない。せめて外部委員とやり取りをする間(対策が完全に出来上がるまで)でも、協働作業を否定しても良いのではないか。土日時間外など携帯電話は使用しないなどの取り組みをするべきだと思うがどうか。→ **町回答** 支えあいの町づくりや、廃石膏などの取り組みを行っているが、そういった町にとって大切な作業を行っている。他にも協働作業で行っている事例があると思う。個人的には協働作業を止めるということが可能とは思わない。管理協議会でも意見を聞いてみたい。

#### ○藤川議員

携帯電話については、仕事については固定電話をという統一した取り組みをしたらどうか。

警察に呼ばれて事情聴取を受けた職員は何人いるのか。→ **町回答** 7~8人ぐらいいると思う。

○百武議長

まだ今回の事件は業者側が悪いと町は思っているのではないか。公判の説明でも業者側のコメントの説明が一切無かった。特別委員会ができたので、これからの協議は北村委員長にお願いしたい。

### 3. 協議事項

(1) 11月30日(月)議会全員協議会での指摘

○外部委員には、今週中に資料を持って行って、一度説明を行う。

○城後議員から対策期間中だけでも携帯や協働の作業をストップはできないのかと意見がでたが、本当にできるのか。対策も大切だが、今行っている協働作業も大切。割り切って行えるものではない。

(2) 携帯電話

○実態はどうか。事業課は通常は使っていない。包括は公用携帯を持って、LINEのグループラインを利用して協議している。効率的。委託業務関係は、携帯で連絡している。

○減らす努力はしている。

○利害関係者の位置づけは？利害関係者となれば、連絡できない？事業が進まなくなる。

○今後どのようなルールを作っていくか

(3) その他

○公判の中で出てきた石村建築設計事務所の設計額を教えたということについては、事実関係を後日確認する。

○第1部会、第2部会の今後の進め方 別添のとおり

### 5. 閉会

## 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会第1部会の考え方

### 1. 第1部会の基本的な考え方

職員による設計金額等の漏洩という官製談合は、予定価格を事前公表することで防ぐことができる。業者が職員に対して予定価格を探る行為も防止できることから、予定価格の事前公表を導入してほしいとの職員からの要望もある。

しかし、予定価格の事前公表には、業者間の談合が容易に行われる可能性や、積算能力が不十分な事業者でも落札できる可能性があるなど、大きなデメリットが指摘されているため、国は地方公共団体に対し事前公表の取りやめを含む適切な対応を求めている。仮に事前公表を採用するとしても、制度設計やメリット、デメリットについての研究及び関係者への事前周知に相当の時間を要することから、まずは現行入札制度での官製談合再発防止策を検討する。

また、随意契約のあり方についても併せて検討する。

### 1. 現行入札制度での官製談合再発防止策

入札執行にあたり、設計金額等を知る職員は、役場内に必要不可欠である。設計金額等の漏洩を防止するには、設計金額等を知る職員を最小限の人数にすることを第一に考え、業務のあり方を再点検する。

#### (1) データの管理

#### (2) 文書の管理

①起工伺いへの設計書添付

②起工伺い決裁後の設計書保管

#### (3) 入札等に関する問い合わせ対応

### 2. 現行制度の見直しと新たな制度の導入検討

#### (1) 随意契約の見直し

①波佐見町契約に関する規則（昭和36年6月1日規則第7号）の見直し

②職員による設計・積算

③見積書の徴取方法

④マニュアルの整備と職員研修

#### (2) 最低制限価格の見直し

#### (3) 公金支出情報及び限度額を超えた随意契約の公開

#### (4) 類似工事における受注機会拡大の運用

#### (5) 第三者による入札監視委員会の設置

### 3. 将来的な検討

#### (1) 電子入札の導入

#### (2) 電子決裁の導入

#### (3) 予定価格の事前公表

## 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会 第2部会の考え方

今後の進め方について、協議事項が多岐に渡るため、より効率的に協議が行えるように、第2部会内に小班を設けた方が、効率的にいくのではないかという意見が出て、検討した結果、小班を4つ設け、それぞれの小班において、それぞれのテーマを検討していくこととなった。

班名	検討事項
条例班	職員倫理条例・規則作成
ガイドライン班	コンプライアンスガイドラインの見直し
QA班	Q&Aなど具体例を作成する
研修班	どう意識づけるか、どう我が物と認識させるかなどの研修の在り方検討

今後は、この小班で12月末まで協議し、1月上旬第2部会全体会議で検討し、1月下旬に外部委員からの意見をもらい、2月の議会全協で説明、3月職員倫理条例上程予定。